

学校と教育はどう変わるのか

「新学習指導要領」の全体像が示すねらいと問題点

歴史教育者協議会

石山久男

12月21日、次期学習指導要領についての中教審答申が文科大臣に提出された。それに基づき、まもなく次期学習指導要領案が発表され、パブリックコメントをへて3月までには告示される予定となっている。結論を先に言えば、今までの学習指導要領改訂とは根本的に異なる性質の改訂であり、かつそこには安倍政権の政策推進に教育を徹底的に利用するねらいが露骨に示されている。

答申は「第1部 学習指導要領改訂の基

本的な方向性」の4章までで、子どもたちの現状と2030年の未来社会像を論じた上で、それに適応するための教育課程づくりの課題をあげ、結論として「社会に開かれた教育課程」を実現するための学習指導要領改訂の基本的方向性を述べている。5章から10章までで学習指導要領改訂の具体

的課題を、「育成をめざす資質・能力」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「子供の発達支援」「学習評価の充実」「学習指導要領の理念実現のための条件整備」に分けて述べている。第2部は各学校段階・各教科の改訂の方向となっているが、ここでは主に第1部を中心に問題点を検討する。

「社会に開かれた教育課程」の

測できない未来」への不安をこう強調した上で、だから一人ひとりが社会の変化に「主体的に」向き合い、みずから可能性を最大限に發揮して「新たな価値」を生み出す、つまり企業にとって予測困難な未来においても、自らの能力を發揮して利益を生み出す「資質・能力」をもった人間を育てることが社会の要請だとし、それをこれからのお教育の目的と位置付けたのである。

1947年教育基本法の第1条冒頭では「教育は人格の完成をめざし」と規定され、それは2006年改定教育基本法でも削除されていない。つまり教育の目的は戦後一貫して「人格の完成」、いいかえれば個人の成長発達におかれてきた。それを次期学習指導要領では社会（はつきりいえば企業または国家）の要請に応えられる資質・能力をもつた人材育成におきかえたのであ

る。他方、答申1章は子どもたちの現状と課題を述べ、そのなかで子どもの貧困などにもふれているが、それは4章以下の学習指導要領改訂の方針では全く無視され、課題の解決策は示されていない。

教育の目的を人材育成に変えてよいのか

このような教育目的の変更には三つの問



第25回全国教育研究集会第2分科会

題がある。一つ目は、それが戦後世界の共通認識に照らしても時代錯誤であり、許されないとということである。1948年に国連総会で採択された世界人権宣言第26条も「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない」と定めている。同じ趣旨は1966年の国際人権規約（社会権規約）、1989年の子どもの権利条約で繰り返し述べられており、それが今日の世界の教育目的についての共通認識、不動の到達点となっている。

二つ目の問題は、この未来社会像は、すべて間違いではないとしても、きわめて一面的な認識だということである。上記の国際的諸文書は、戦後世界では人権・民主主義・平和が人類共通のゆるぎない価値観となつていていることを示している。しかもそれは単なる理想像ではなく、さまざまなかたちでいま現実世界を動かしつつある。子どもたちに学んでほしいのは、平和と人権に向かうこの大河のような流れとそれにつらなる日本国憲法の価値、そこにある未来への希望ではないだろうか。

三つ目に、答申はこのような世界の現実を無視した結果として、日本国憲法をさわめて軽視している。答申の5章で、主権者

としての資質・能力の具体的な内容の第一「法やきまり」の理解をあげているが、その詳細な内容を示した別紙によると、日本国憲法については、小学校社会で「日本国憲法における国民としての権利及び義務」、中学校社会で「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」をあげているのみで、高校公民では憲法は登場しない。

その一方で、答申決定の最終段階で、依然、領土領海問題を含む「海洋教育」を社会科などの内容に押し込んだ。これはもともと日本財團などが主張し、昨年の「海の日」の安倍首相メッセージでもその推進を述べた経緯があり、政権が好む内容は無理にでも押し込むという露骨さが示された。

「資質・能力」の3要素と道德教育の位置

第2に、以上に述べた教育目的のもとで「育成をめざす資質・能力」の3要素として「①生きて働く「知識・技能」の獲得」「②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成」「③学びを人生や社会に生きかうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養」をあげているが、①と②をどのような方向性で働きさせていくかを

決定付けの重要な要素が③だと位置付け、
道徳性の涵養を最上位の目標としている。
しかし道徳性とは、自らの生き方として
自分と他者の関係、さらに広くは社会・世
界との関係をどうつくるかという問題であ
り、そこには社会的正義の実現をめざす生
き方をどうつくるかという問題も含んでい
る。だとすれば、社会と世界の現実と歴史
に対する科学的認識をもつことが不可欠で
ある。前述のようにきわめて一面的な社会
認識の上に立つ道徳教育では、すでに「道
徳」学習指導要領が「集団や社会との関わ
りに関すること」の筆頭に「規則の尊重」
や「遵法精神」を置いていることからもわ
かるように、既存の秩序に従順に従うこと
が道徳性として教えられ、それが「資質・
能力」の最上位とされることになる。まさ
に政権にとって都合のいい教育の実現が露
骨にめざされている。

次期学習指導要領を徹底させる 体制づくり

第3に、次期学習指導要領は学習指導要
領の性格までも根本的に変えようとしてい
ることを指摘したい。従来の学習指導要領
は、教科で教える内容を中心構成されて

いた。しかしそれではこれまで述べてきた
ような学習指導要領改訂の目的を達成でき
ないと考えた文科省・中教審は、冒頭に示
した章立てにも示されているように、授業
方法(「アクティブラーニング」等)、学
習評価、学習指導要領の徹底のための学校
の体制づくり(カリキュラム・マネジメ
ント)まで含めて学習指導要領の役割と
位置付け、その性格を教育の全過程を統制
するものに変えた。さらに学習指導要領を
学校内だけにとどめず、地域・家庭にまで
広め、地域ぐるみで学習指導要領の徹底を
実現するために学習指導要領に基づき教育
課程を編成し、それを実施し評価し改善し
なければならないとされる。いわゆるPD
CAサイクルである。そこで子どもの評価
だけでなく、教育課程にもとづく学習・指
導方法の改善の状況についての教員に対す
る評価、学習指導要領にもとづく授業改善
と組織運営の改善についての学校に対する
評価が必須となる。こうして学習指導要領
の徹底をはからうというのである。

学習指導要領が示す「資質・能力」の育成
という点での共通理解をつくりあげ、それ
にともづき、すべての教育活動を協力して
通して、学年・学校段階を縦につないで、
学習指導要領が示す「資質・能力」の育成
と組織運営の改善についての学校に対する
評価が必須となる。こうして学習指導要領
の徹底をはからうというのである。

教育評価とは、本来子どもの成長発達の
ための課題を発見し、教職員の教育活動の
課題を発見するためのものであり、国家の
教育政策を徹底させるためのものではない
はずである。

以上に述べた通り、次期学習指導要領の
問題は非常に深刻かつ多岐にわたる重要な
問題をはらんでいる。教育のあり方全体を
問いただす批判の運動が必要だと思う。